

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	登 録 番 号
中央技術株式会社	水戸市渡里町3082	4-000067

2 指名停止措置期間 令和2年4月24日～令和2年5月23日 (1か月間)

3 指名停止措置の適用範囲 常陸太田市が発注する工事等

4 事実概要

中央技術(株)及びその元代表取締役は、令和2年3月19日、法人税法違反等により水戸地方裁判所からそれぞれ罰金刑、懲役刑(執行猶予)の判決を受けた。

5 指名停止理由

中央技術(株)及びその元代表取締役が、法人税法違反等により罰金刑、懲役刑の判決を受けたことは、「常陸太田市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」(平成2年常陸太田市告示第21号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第2第15号(1)に該当する。

<指名停止措置要領別表第2>

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。 (1) 業務に関し、法令に違反したとき。 (2), (3) 略	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城県常陸太田市総務部契約管財課契約検査係
 茨城県常陸太田市金井町3690
 電話 0294-72-3111